

国立国会図書館の電子図書館事業と新たな利用者サービスに向けた取組み

国立国会図書館 関西館 電子図書館課長
佐藤 毅彦

1. はじめに

国立国会図書館は、国会の立法活動を補佐する機関として、また、日本で唯一の国立図書館として、1948年に設立され、昨年、創立60周年を迎えました。

この間、国民の知的活動の記録を収集・保存し、国政審議に資すると共に広く国民の利用に供し、更に次の世代に伝えるという当館の使命が変わるところはありませんが、その使命を実現するための業務・サービスのあり方については、折に触れ変化が求められてきました。

近年は、デジタル情報が急激かつ大量に普及し、情報通信技術も目覚ましい発展を遂げるに至っています。そのため、デジタル時代に対応した新しい図書館の姿を提示することが求められています。

そうした中、60周年という区切りの年を迎えるに当たって、国立国会図書館では、自らの使命を再確認し、今後目指すべき方向について、新しいビジョン（長尾真館長の名を冠して「長尾ビジョン」と呼びます。）を掲げました。現在、当館では、このビジョンに即して様々な取組みを進めています。

2. 長尾ビジョン

私たちは、このビジョンの冒頭に、「知識はわれらを豊かにする」という標語を掲げました。広い豊かな知識はよりよい文化を創り出し、人々の心を豊かにし、平和な社会を実現するための原動力となるものです。そのため、広く豊かな知識・情報が社会で共有され、将来に継承されることが保障されなければなりません。そういった意味で、知識の宝庫である図書館の活動は、現代社会においてますます重要な役割を担うことになります。そしてその活動には、一つの図書館のみでは対応しきれないほどの、一層広範で多様なものが求められてゆくでしょう。したがって、これからの国立国会図書館は、日本全国、更に世界の図書館と協力して、そういった流れに対して最善の努力を払い、これを先導し、社会に貢献したいと考えています。こうした理念を「知識はわれらを豊かにする」という標語で表現しています。

「長尾ビジョン」には、当館が取り組む七つの項目が掲げられています。そこでまず、それぞれの項目を、主なトピックと共にご紹介します。

- (1) 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。
- (2) 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
 - ・2009年7月、国、地方公共団体等の公的機関が提供するインターネット資料を当館が包括的に収集するための国立国会図書館法改正
 - ・2009年3月、資料保存のための媒体変換方法をマイクロ化からデジタル化に変更
- (3) 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。
 - ・2009年5月、利用者が求める情報にたどり着く「道しるべ」を示すためのサービスとして「リサーチ・ナビ」の提供を開始
 - ・2009年7月、「国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）」をリニューアルし、検索機能を充実
- (4) 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。
 - ・2009年度補正予算により、当館所蔵資料を大量にデジタル化するための経費が計上
- (5) 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。
 - ・2008年の開館60周年を契機に、広報活動を積極的に推進
 - ・2008年、データプロバイダとしてPORTAのAPIを公開
 - ・2009年、デジタル時代に対応する当館のサービスのあり方を見直すための検討開始
- (6) 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。
 - ・2009年、公共図書館等とのデジタルアーカイブ事業に係る連携を推進する取組みに着手
- (7) 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。
 - ・2008年4月、国際インターネット保存コンソーシアム（International Internet Preservation Consortium: IIPC）加入
 - ・2008年10月、日本、韓国、中国の国立図書館におけるデジタル事業に係る連携協議を実施

以上、「長尾ビジョン」が掲げる実施項目を、当館における電子図書館事業にからめて紹介しました。

デジタル時代に対応する新しい知識・情報基盤の中核をなすのが電子図書館です。以下では、当館の電子図書館事業における基盤整備及びサービスという観点から、主な取組みについて内容や課題を報告させていただきます。

3. 電子図書館サービスの基盤整備

3-1. インターネット資料の制度的な収集

電子図書館サービスの基盤整備の面からは、デジタルコンテンツの強化をいかに図っていくかが極めて重要な課題です。この面において、まず、インターネット資料の収集を強化します。

総務省が、2001年度と2007年度とを比較した調査によると、わが国のインターネット上の情報流通量は約350倍に拡大しています。また、流通情報量のシェアは、インターネットが2.3%から43.4%に拡大する一方、印刷・出版は79.4%から40.3%に減少しています。インターネット上の情報は、速報性に優れている半面、情報の更新・削除が頻繁に行われるという特徴を有しています。しかもその情報の中には、学術的にも、また国の情報としても重要なものが含まれています。国立図書館には、このようなインターネット上の情報を確実に収集・保存し、将来にわたって提供する、という責務があるはずで

す。今年7月に国立国会図書館法が改正され、国・地方公共団体の機関や独立行政法人などの提供するインターネット資料について、国政審議に資する目的で、当館が包括的に収集することが可能となりました。現在は、ウェブサイトの発信者等から個別に許諾を得てインターネット上の情報を収集し提供していますが、この法改正により、2010年4月からは、公的な機関が提供するインターネット資料については、許諾を得ることなく当館が収集できることとなります。

当館では、このような制度面の整備に併せて、システム環境の整備も進めています。昨年度、当館では、ウェブサイト単位のインターネット資料を収集、保存、提供するウェブアーカイビングシステムを改修し、ウェブ情報を国際規格のフォーマットで保存できる仕様に改修しました。また、新たに、著作物単位のインターネット資料を収集、保存、提供するためのシステムを開発しました。今後は、この新しいシステムによって、ウェブアーカイビングシステムでも収集できない資料を含む、著作物単位のインターネット資料のコレクションを構築して行く予定です。

ところで、この法改正の対象となっているのは、公的機関のインターネット資料に限られているので、それ以外の情報は当面収集されません。当館では、次の制度収集の対象をインターネット等で利用可能な民間「出版物」と考え、その実現に向けて、先ごろ、当館の納本制度を検討する有識者の組織である納本制度審議会に諮問を行いました。

貴国では、今年、図書館法及び著作権法が改正され、貴館によるオンライン資料の収集・保存及び権利者に対する補償制度が整備されました。今回の業務交流では、わが国の先を進む貴国の法制度についても御教示いただきたいと思

3-2. 資料のデジタル化

次に、資料のデジタル化を加速します。資料をデジタル化することによって、これまで図書館の書庫の中に埋もれていた膨大な蔵書の可視性を高めることができます。また、図書館という施設の枠を超えて知識・情報の流通が可能になり、その利用可能性が飛躍的に向上します。このように資料のデジタル化は、知識・情報の流通を活性化し、その創造をスパイラル的に高める効果が期待されます。

これまで、国立国会図書館では、貴重書や近代に日本で刊行された図書を中心にデジタル化を進めてきましたが、現在までにデジタル化を終え、インターネットで提供して

いる資料は約 10 万タイトル（約 15 万冊）に過ぎません。

デジタル化のペースを加速化する方策が求められていた中、今年度の補正予算によって、当館所蔵資料のデジタル化経費として 127 億円が計上されました。

「いつでもどこでも誰でも」資料にアクセスできるサービスを実現するためには、なお、出版社や著作権者などの関係者との協議が必要ですが、資料のデジタル化が大きく進むことは、電子図書館サービスの充実に向けた大きな前進といえます。

資料のデジタル化については、明日以降の主題発表において詳しく報告させていただきます。

ところで、資料のデジタル化においても、当館所蔵資料をデジタル化すれば十分なわけではなく、関係機関との連携協力が重要です。当館は、地域の資料をデジタル化しようとする公共図書館等を支援するほか、図書館、文書館、博物館、美術館等の他機関で構築されているデジタルアーカイブとの相互連携を促進し、国のデジタルアーカイブの構築に向けてイニシアティブを発揮したいと考えています。

4. サービスの向上

4-1. 情報探索ツールの強化

電子図書館のコンテンツを強化することと並んで重要な課題となるのは、コンテンツと利用者をつなぐための情報探索ツールが利用者にとってどれほど使いやすいものであるかという点です。インターネットの検索サービスに慣れ親しんだ利用者の視点に立って、情報探索ツールの高度化を図ることが重要です。単に情報を収集するだけでなく、それにいかに付加価値を付けて利用者の利便性を高めることができるかが、社会において図書館が自らの存在意義を高めるための鍵となります。

(1) 「リサーチ・ナビ」サービスの開始

当館は、今年 5 月に、当館が持つレファレンス事例やパスファインダーといった知識情報（ナレッジ）を蓄積し、利用者が求める情報にたどり着く「道しるべ」を示すためのサービスとして「リサーチ・ナビ」の提供を開始しました。

リサーチ・ナビでは、「調査回答（consultation）型」サービスと「情報案内（navigation）型」サービスの提供を目指しています。

調査回答型のサービスは、図書館等からの問合せをインターネット上で受け付け、問合せに対して当館のレファレンス担当職員が作成した回答を利用者に提供するとともに、蓄積して活用するものです。

一方、情報案内型のサービスは、利用者が大規模検索サイトや PORTA などネットワーク上の様々な検索窓口から情報探索を行う際に、利用者が探している情報を含む情報源に適切に導くために、「調べ方」の情報や信頼性の高い情報源を提供し、利用者の情報探索をできるかぎり支援します。

(2) 「PORTA」の検索機能改善

PORTA は、日本国内の各機関が提供するデジタル情報を統合的に検索し、その情

報にワンストップでアクセスできるサービスの実現を目指して、2007年10月に公開されたものです。今年7月にリニューアル公開しました。リニューアル公開に際して、検索機能を強化し、①デジタル情報本文の「入手しやすさ」を評価して検索結果を表示する機能、②検索結果をファセット方式で簡単に絞り込める機能を追加しました。そのほか、連想検索機能を公開当初から提供しています。

これらの検索機能は、その有用性を確認した上で、今後当館が提供する他のサービスにも搭載して行くことを想定しています。

4-2. デジタル時代に対応した図書館サービスの姿

インターネットの検索サービスは、利用者に対してそれなりの情報を提供してくれます。利用者がその情報に満足してしまえば、それ以上の情報探索活動は行わないことでしょう。図書館がいかに豊かな知識・情報を蓄えていようとも、利用者が図書館に目を向けないとしたら、利用者にとっても図書館にとっても不幸なことです。

しかしながら、インターネットは、国民にあまねく図書館サービスを行うことを責務とする国立図書館にとって、理想的な空間ともいえます。インターネットの検索サービスが隆盛を極めている現状においても、図書館を十全に活用してもらうためには、まず、①インターネット上でも図書館の存在を認知してもらうこと、更に、②利用者が期待した以上の情報を図書館が提供しうること、が必要になってきます。利用者には、「図書館を利用すれば、自分が考えている以上の何かを得られそうだ」という期待感を抱かせることが重要です。

当館では、開館60周年を機に、従来の利用者サービスを根本的に見直し、デジタル時代に対応した利用者サービスはどうあるべきかについての本格的な検討を始めています。すなわち、インターネットの利用者を我々の利用者概念の中心的存在として位置付け、来館サービスからインターネットを通じた電子図書館サービスへと資源の配分を戦略的に転換していきたいと考えています。その中で、インターネットの中に、図書館を頼りになる存在として印象づけるにはどうすればよいのか、デジタル時代にふさわしい来館者サービスとはどんなものなのか、といった課題に何らかの回答を示して行こうと考えています。明日以降の主題発表において、現在の当館の取組みをご報告します。

国立デジタル図書館を5月に開館されるなど、非常に活発な図書館活動を展開されている貴館の取組み状況について、今回の業務交流では御教示いただけると幸いです。

5. 最後に：様々なパートナーとの連携協力の構築

知識・情報のデジタル化は、図書館、文書館、博物館、美術館、フィルムアーカイブなど、現存の文化機関の垣根を取り払い、その境界を曖昧なものとしつつあります。利用者の視点から見れば、これまで各施設の壁の中に閉じ込められ、分断されていた各種の知的・文化的所産が、デジタルの世界では融合され、一体のものとして、統合的に利用できる可能性が開かれていると言えるでしょう。当館が取り組んでいる電子図書館の

構築も、まさに、従来の垣根を取り払い、国の知的・文化的所産の共有、統合的な利用を可能とする仕組みをつくりあげようとするものです。

しかしながら、これは、国立国会図書館単独で実現できるものではありません。その実現に向けて、図書館間の連携協力の拡大深化を図ることはもちろんのこと、従来の図書館協力の枠を超えて、文書館・博物館をはじめとした文化機関、学術研究機関、書店や出版界、音楽産業、各種の情報サービス産業などとのパートナーシップを追求する必要があります。

同時に、国の枠を超えた連携が必要です。利用者が必要とする情報・資料が国内外のどこに存在し、どうすれば入手できるかがわかり、それを利活用することのできるシステムを国の中央図書館として実現したいと考えています。このつながりを実現するための取り組みの一つとして、貴館、当館、中国国家図書館のデジタル事業における連携協議が昨年からはまりました。今後、具体的な連携を進めて行きたいと考えています。